
情報 (各国の動向)

台湾の社会保障 (第5回) 台湾の公的扶助について

小島 克久*

I はじめに

今回も前号 (第8巻第4号) に引き続き、台湾の社会保障を取り上げる。今回はその最後となる5回目として、生活に困窮した者への公的扶助制度である「社会救助」を取り上げる。

II 台湾の公的扶助制度の沿革

台湾の貧困対策は、第2次世界大戦前 (日本統治期) には、「台湾窮民救助規則」などによる仕組みがあった。しかし、戦後の混乱によるインフレなどによる貧困が大きな問題となった。当時の国民党政府は、「社会救助委員会」の設置などの対策をとった。その後、法制度としては、1943年に中国大陸で制定された「社会救済法」が適用された。1963年には、台湾の実情に合わせた運用規則として、「台湾社会救助調査弁法」が制定された。現在の公的扶助制度は、1980年制定の「社会救助法」に基づくものである。

III 台湾の「社会救助」(公的扶助)の概要

1 制度の対象者

台湾の公的扶助制度である「社会救助」の概要をまとめると図1のとおりである。それによると、制度の目的は、低所得世帯や中低所得世帯に住む者等に必要な支援を行い、自立を促すことである。その対象者である低所得世帯とは、所得が最低生活費を下回り、かつ資産が一定以下の世帯で

ある。また、中低所得世帯とはこの基準が若干緩やかになった条件を満たす世帯であり、低所得世帯よりも上位階層の対象者となる。

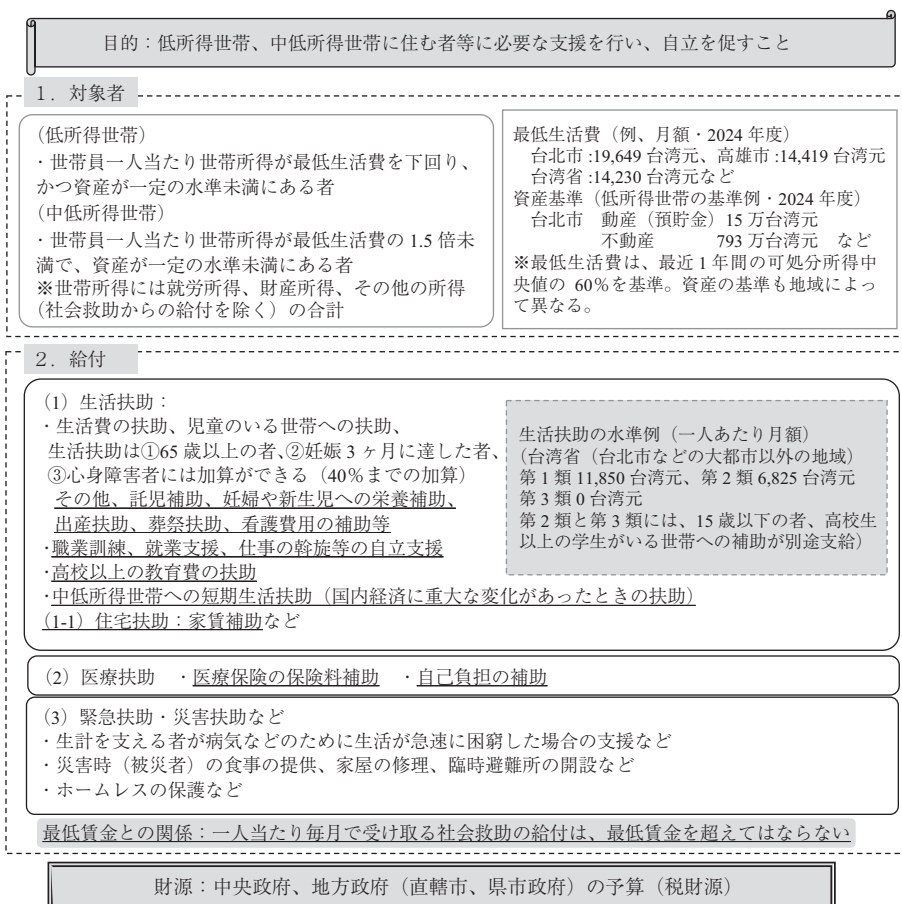
これらの基準を少し具体的に見ると、最低生活費とは、最近1年間の世帯可処分所得中央値の60%を基準として算定されたもので、世帯員一人当たりの金額で表示される。資産額として、預貯金 (世帯員一人当たり)、土地や家屋 (一世帯当たり) の価格が低所得世帯、中低所得世帯ごとに基準が決められる。これらは台湾当局が決定するが、地域により金額が異なる。例えば、2024年の最低生活費は台北市では19,649台湾元 (約9.3万円)、台湾省 (台北市などの大都市以外の地域) では14,230台湾元 (約6.7万円) である。資産額は、台北市の場合で預貯金が15万台湾元 (約71万円)、不動産が793万台湾元 (約3,700万円) である。低所得世帯は世帯所得や資産額が最低生活費や資産の基準額を下回ること、中低所得世帯は世帯所得が最低生活費の1.5倍未満であり、資産も基準額を下回ることなどが条件である。これらの条件を満たす世帯 (員) が社会救助による支援を受けることができる。

社会救助による支援を希望する者は、直轄市 (台北などの大都市) や県市政府に申請し、審査を通過する必要がある。

2 給付内容

同じ図1から社会救助からの給付を見てみよう。その種類として、(1) 生活扶助 (住宅扶助を含む)、(2) 医療扶助、(3) 緊急扶助・災害扶助がある。

* 国立社会保障・人口問題研究所 副所長



注：

- (1) 社会救助からの給付(1)(2)のうち、下線部は中低所得世帯も受給できるもの。
 (2) 生活扶助の例で用いた、第1類とは、世帯員全員に就業能力がなく、所得も資産もない世帯である。第2類は世帯員のうち、就業能力のある者は3分の1以下で、一人当たり世帯所得が最低生活費の3分の2以下である世帯である。第3類とは、一人当たり世帯所得が最低生活費の3分の2を超えるが、最低生活費以下である世帯である。

出所：衛生福利部資料をもとに、小島(2015)所収の図表4-3に加筆・修正の上で作成。

図1 台湾の「社会救助」(公的扶助)の概要

まず生活扶助は、生活費等の現金給付であり、低所得世帯を所得、資産、就業能力の有無をもとに3~5段階(地域により異なる)に分け、これらの段階別に世帯員一人当たりで決められた定額が支給される。生活扶助の中心である家庭生活扶助についてその月額を台湾省の例で見てみよう。最も収入等が低い段階である第1類では11,850台湾元(約5.6万円)、その次の段階の第2類では6,825台湾元(約3.2万円)、そして第3類では0台湾元で

ある(2024年)。この扶助は、①65歳以上の者、②妊娠3か月に達した者、③心身障害者には加算ができる。

これに加えて、生活扶助としての児童生活補助や就学生活補助がある。前者は15歳以下の子どもがいる場合に、第2類、第3類の世帯には月額で3,008台湾元(約1.4万円)が支給される。後者は、高校生以上の生徒がいる場合に、第2類、第3類の世帯には月額で6,825台湾元が支給される。その

他、託児補助、妊婦や新生児への栄養補助、出産補助、葬祭補助、看護費用の補助、職業訓練、就業支援などもある。

住宅扶助として、低所得世帯を対象とした家賃補助（月額3,600台湾元（約1.7万円）まで）、住宅修理費用（最高6万台湾元（約28万円））、住宅ローン利息補助がある。

次に医療扶助は、医療保険の保険料補助、自己負担の補助がある。低所得世帯の場合は両者の全額、中低所得世帯の場合、前者の半額、後者の7～8割が補助される。

そして緊急扶助・災害扶助として、①生計を支える者が病気などのために生活が急速に困窮した場合の支援、②災害時（被災者：低所得世帯、中低所得世帯か否かを問わない）の食事の提供、家屋の修理、臨時避難所の開設など、③ホームレスの保護など、が行われる。

これらの給付と最低賃金との関係として、一人当たりで毎月受け取る社会救助からの給付は、最低賃金（2024年では27,470台湾元（約12.9万円））を超えてはならないとされている。

なお、社会救助の給付に必要な費用は、中央政府、直轄市や県市政府の予算（税財源）でまかなわれる。

Ⅳ 台湾の「社会救助」の状況

台湾の社会救助の主な状況は表1のとおりである。この表から社会救助の対象となる低所得世帯数は2022年で約14.6万世帯（対世帯数比1.6%）、同世帯人員は約28.9万人（対人口比1.2%）であり、うち65歳以上の者は15.8%を占める。2000年からの動きを見ると、低所得世帯数は2000年から2011年までは大きく伸びたが、その後は安定的に推移している。同世帯人員数も同様の傾向を示す。

中低所得世帯数は2022年で約10.8万世帯（対世帯数比1.2%）、同世帯人員数は約29.7万人（対人口比1.3%）である。この世帯が社会救助の給付対象となった2011年以降で見ると、世帯数、世帯人員ともに増加傾向にある。

社会救助からの主な給付額を見ると、2022年では生活扶助が約56.1億台湾元（約264億円）、就学生活補助が約29.0億台湾元（約137億円）、医療扶助が約4.4億台湾元（約21億円）などとなっている。2000年からの時系列でみると、生活扶助、就学生活補助は2000年から2015年にかけては大きく増加しているが、その後は変動をもって推移して

表1 台湾の「社会救助」に関する主な状況

			2000年	2005年	2010年	2011年	2015年	2020年	2022年
「社会救助」 対象世帯 数・人員	低所得世帯数 (対世帯数比)	(千世帯) (%)	66 1.0%	85 1.2%	112 1.4%	128 1.6%	146 1.7%	146 1.6%	146 1.6%
	低所得世帯人員 (同人員対人口比)	(千人) (%)	156 0.7%	211 0.9%	273 1.2%	314 1.4%	342 1.5%	300 1.3%	289 1.2%
	(同人員のうち65歳以上)	(%)				8.0%	8.5%	13.6%	15.8%
	中低所得世帯数 (対世帯数比)	(千世帯) (%)				35 0.4%	118 1.4%	115 1.3%	108 1.2%
	中低所得世帯人員 (同人員対人口比)	(千人) (%)				120 0.5%	356 1.5%	326 1.4%	297 1.3%
	生活扶助	(億台湾元)	25.8	29.8	44.3	46.0	60.5	56.1	56.1
	就学生活補助	(億台湾元)	5.7	10.4	20.7	25.1	38.1	30.5	29.0
給付額 (主なもの)	医療扶助	(億台湾元)	1.0	2.0	1.9	2.3	2.8	4.4	4.4
	救難・災害扶助	(億台湾元)	8.7	7.7	10.8	3.2	3.1	2.6	2.4
	その他	(億台湾元)	2.0	4.0	5.5	5.6	9.1	9.5	10.4

注：2011年から低所得世帯の定義が変更になったため、2010年と2011年のデータを掲載。医療扶助、その他には中低所得世帯への給付を含む。

出所：衛生福利部統計より作成。

いる。医療扶助は2000年から2022年まで変動を持ちつつ増加する傾向にある。

参考文献

小島克久（2015）「台湾」増田雅暢・金貞任（編著）『アジアの社会保障』所収，法律文化社，pp.81-107。
———（2021）「台湾 歴史と思想」『新世界の社会

福祉 第7巻東アジア』上村泰裕（編著），旬報社，pp.402-431。
衛生福利部社会救助及社工司webサイト，<https://dep.mohw.gov.tw/DOSAASW/mp-103.html>（2024年2月12日最終確認）。

（こじま・かつひさ）